

令和4年度第1回 新宿区外部評価委員会第3部会 会議概要

<開催日>

令和4年6月23日（木）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

山口道昭、桐山早苗、藤川裕子、松永健、安井潤一郎

区職員（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【部会長】

それでは、改めまして、皆さんおはようございます。ただいまから第1回新宿区外部評価委員会第3部会を開催いたします。本日は、次回からヒアリングが始まりますので、部会として問題点の整理等の準備作業を行います。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局より確認させていただきます。まず、1枚目が次第、A4縦、一枚物です。その下に、右肩上に「資料1」とあるホチキス留めのA4縦、「外部評価委員会の評価方針」です。その下が、同じくA4縦、ホチキス留め、資料2、「外部評価チェックシート」というものです。その下が、A4縦、一枚物の参考資料1、「第3部会の作業スケジュール」です。その下、向きが変わりますが、A4横、参考資料2、「視察先候補（第3部会）」、最後に、参考資料3ということで、「ヒアリングに向けての整理メモ（施策評価）」です。この部会では2つの個別施策を扱っていただくということで、参考資料3と書いてある上のほうの束が個別施策Ⅰ－9のほうの整理メモ、下のほうが、個別施策Ⅲ－15の整理メモです。

配付資料は以上ですが、不足等ありませんでしょうか。よろしいですか。

【部会長】

それでは、次第の1番ということで、ヒアリングに向けての準備等でございます。

外部評価に当たりましては、施策評価を中心に行います。評価対象となる個別の施策、計画事業や経常事業について、区の計画の体系や事業の概要などを事前に学習し、質問事項を含め

て問題点の整理を行います。事前に内部評価シートをお読みになって、委員の皆さんが疑問に思ったことや分からないことがあったかと思えます。皆さんでお互いに意見を交換し、事務局も含めて一緒に学習しながら部会としての共通認識を持ちたいと思っております。

初めに、事務局から、今後の部会の作業スケジュールについて説明をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局から説明させていただきます。本日机上配付した資料を基に進め方の説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。よろしいでしょうか。「外部評価委員会の評価方針」というホチキス留めの資料です。こちらを基に最初のご説明をいたします。

この1ページ目の下のところ、「2 評価の進め方」とあります。この記載に沿って手順の確認をまいります。

「(1) 内部評価等の確認」ということで、①内部評価シートには、施策評価のシート、計画事業評価のシート、それから経常事業取組状況のシートがありますが、外部評価を行う際は、この内部評価シートを基本的な資料として進めます。

②過去の評価結果ということで、過去の評価を適宜参照するということをここで確認しております。

おめくりいただきまして、裏面、2ページに参ります。

「(2) ヒアリング等の実施」ということで、次回以降に行う内容の説明をしております。

①勉強会（論点整理等）、これは今回ですが、ヒアリングに向けて、評価対象の施策及び事業について、事前の学習及び論点整理を行います。

②がヒアリングです。評価対象の施策及び事業についてヒアリングを実施します。所管課長による施策・事業説明を受けて、質疑応答を行います。

③現地視察は、必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向いて現地視察を行います。

④文書質問、これも必要に応じて、ヒアリングにおける質疑応答の補足が必要な場合は文書で質問をします。

その後、「(3) 個人としての評価」ということで、(2) で事業について見ていただいた結果を、まずは個人として評価していただきます。この資料の下につけています資料2、「外部評価チェックシート」に記入する形で、個人としての評価をしていただきます。提出時期については、部会活動の進捗に応じて事務局からご案内させていただきます。

「(4) 部会としての評価」ということで、個人としての評価が終わったところで、もう一度部会としてお集まりいただき、部会としての評価を取りまとめていただきます。ここで部会としての評価内容が決まりましたら、今年度の部会活動は終了です。

この後、「(5) 委員会としての評価」ということで、また全体会で皆さんお集まりいただき、各部会での評価結果を委員会での評価内容としてまとめていただきます。(5) が終わったところで、この結果を区長にご報告いただき評価作業は終了です。

(6)は「コロナウイルス感染症への対応」ということで、基本的なコロナ対策についての手順を確認しています。

以上が、この部会、また委員会における評価活動の内容の確認となります。

続いて、この部会の具体的なスケジュールについてですが、それについては参考資料1と参考資料2、この2点を使ってご説明申し上げます。A4縦の参考資料1、「第3部会の作業スケジュール」と、A4横の参考資料2、視察先候補一覧です。よろしいですか。

では、参考資料2からご覧いただいでよろしいでしょうか。こちらが事務局からご提案する視察先候補のリストです。①～⑥まで6か所を候補として挙げております。少し見ていきますと、一番左が施設等の名称、その後には所在地、それから視察の内容、どの事業に関係しているのか、そういった情報を一まとめにしております。

①が新宿区勤労者・仕事支援センターということで、障害者の方等の就労支援を行っている拠点であるこの仕事支援センターを一つ挙げています。

次に四谷区民センターということで、仕事支援センターの取組の関係で養蜂場の運営等を行っておりますので、その現地視察になります。

③の大久保三丁目アパートは区営住宅の管理運営ということで、管理運営している区営住宅の一つを視察先案として設定しています。

④は、しんじゅく多文化共生プラザです。歌舞伎町二丁目、大久保病院の隣のハイジアの1階にしんじゅく多文化共生プラザというものを区の施設として設置しております、ここの視察になります。

⑤は本庁舎の外国人相談窓口ということで、日本語がなかなかうまく話せない外国人の相談窓口の視察です。

⑥については、本庁舎1階の戸籍住民課窓口のパフレットやディスプレイです。これは視察というかちょっと見ていただくようなイメージかと思いますが、そういった6つの視察先候補を今ご用意しております。

それを踏まえて、参考資料1に移っていただきたいのですが、今の第3部会の作業スケジュールとして、下の表のようなスケジュールを事務局からご提案いたします。

本日が勉強会で、これが終わった後、1週間後の6月30日にヒアリングという提案にしております。

「視察候補日(①②③)」とありますが、仕事支援センター、四谷区民センター、大久保三丁目アパートの視察の場合は、6月30日の午後でいかがでしょうか。その都合が悪ければ、7月21日も候補日として挙げております。

7月8日はヒアリングの予備ということで、6月30日にヒアリングが終わらなければ、この日程も活用したいと考えております。

7月29日が視察先④、⑤、⑥の候補日となっております。これは必ずしも全部行く必要はなく、例えば④に行きたいというのが部会の結論になれば、7月29日にご案内することになります。

取りまとめ日としては、8月5日、8月8日の2日程を取らせていただいています。

視察先については、所管部署との調整、視察内容の調整等も必要ですので、できれば本日お決めいただければと思っております。

参考資料3ということで、「ヒアリングに向けての整理メモ」をお配りしています。説明の中で気になる点等ありましたら、ぜひご活用いただければと思います。説明は以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。スケジュール、全体の流れはこういったことで進めていきたいと思っております。

それでは、次は評価の対象となる個別施策の計画の体系や内部評価シートの内容などについて説明をお願いいたします。

【事務局】

では、まず施策の体系についてご説明いたします。

皆さんのお手元にボックスファイルがあると思うのですが、こちらの「総合計画」というものがございませうでしょうか。こちらの14ページ、15ページになります。

まず計画の枠組みというところがございませうが、枠組みといたしましては、真ん中のほうに基本構想というものがございまして、その下に総合計画というものがございませう。さらにその下でございませう、それを具体化していくという意味で実行計画というものがございませう。

基本構想の右側に説明がございませう。こちらの基本構想の中には、目指すまちの姿といたしまして、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」というものがございませう。そして、その下に3つの基本理念がございまして、「区民が主役の自治を創ります」「一人ひとりを人として大切にすることを築きます」「次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします」とございませう。そして、その下、総合計画につきましては、基本構想で目指す『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた施策の方向性を示すものでございまして、その下の実行計画で施策に基づく事業をまとめているところでございませう。

隣の15ページをご覧ください。体系図というものがございまして、新宿区の総合計画の中には基本計画と都市計画マスタープランというものがございませうが、それを実行していくということで下のほうに実行計画があるということでございませう。

続きまして、20ページをご覧ください。総合計画は、5つの基本政策を柱としてございませう。そして、この5つの柱を基に各事業を推進しているということでございませう。

続いて、30ページをお開きください。各基本政策には、それぞれ個別施策がございませう。個別施策は全部で33ございませう。この個別施策の下に計画事業と経常事業があるということでございませう。

今回、第3部会が担当する部分は、30ページ、基本政策Ⅰ－9、「地域の生活を支える取組の推進」、31ページ、基本政策Ⅲ－15、「多文化共生のまちづくりの推進」というところでございませう。

では、「地域の生活を支える取組の推進」を少し見ていきたいと思っております。64ページをお開

きください。

まず、「めざすまちの姿・状態」というところがございます。読ませていただきます。

「判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします」とございます。

これの実現に向けて、隣の65ページ、3番の「施策の方向性」といたしまして、「成年後見制度の利用促進」や、下の「誰もが住み続けられる住宅・住環境」というような方向性で事業を実施しているというところがございます。

続きまして、120ページをお開きください。「多文化共生のまちづくりの推進」でございます。

1番の「めざすまちの姿・状態」ですが、「国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる『多文化共生のまち』をめざします」とございます。

この状態、姿に向けて、下の3番、「施策の方向性」といたしまして、「多文化共生のまちづくりの推進」がでございます。

では、実際に各施策の下にある計画事業などを見ていきたいと思います。皆さん、施策シート、評価シートのご準備をお願いします。ホチキス留めで2つ送付させていただいているかと思いますが、基本政策I-9、「地域の生活を支える取組の推進」から行きたいと思います。よろしいでしょうか。

まず初めに、「施策評価シート」とございますけれども、これは飛ばしまして、次のページをご覧ください。

めくっていただきますと、計画事業25、「成年後見制度の利用促進」とございます。

では、事業概要に簡単に触れたいと思います。「認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実による制度の利用促進を図っていきます。また、市民後見人の養成と活用に取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会（新宿区成年後見センター）による法人後見を実施していきます。令和3年度に、成年後見制度の推進の中心となる新宿区成年後見センターを、国の『成年後見制度利用促進基本計画』における『中核機関』と位置付けるとともに、新宿区成年後見センターが構築してきた地域の関係者とのつながりを活かして『地域連携ネットワーク』を設置します」とございます。これが事業の概要でございます。

では、3年度にどのような取組を行ってきたのかということでございますが、真ん中に「実績」というところがございます。ご覧ください。

まず、「(1) 成年後見制度の普及啓発」を行いました。そして、「(2) 専門相談の実施」を行いました。また、「(3) 成年後見制度の利用に係る費用助成」をいたしました。

そして、「(4) 市民後見人の養成」とございます。これは何かと言いますと、区が実施する養成研修があるのですが、その研修を受けて成年後見に関する一定の知識を身につけた方の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任されるという制度でございまして、その制度を活用して市民後見人の養成を行ったと。具体的には、その右側にあるとおりでございます。受講説明会や講習会などを開催いたしました。そして、選考試験の合格者が9名、新たに登録した方が9名ということになります。

あとは、「(5) 法人後見の実施の支援」でございます。これは、社会福祉協議会が法人として成年後見を行っていきまして、区はそれを支援しています。

下の「指標1」をご覧ください。指標名といたしましては、「新宿区登録後見活動メンバー登録者数」でございます。指標の定義をご覧ください。「市民後見人養成基礎講習受講修了者を対象とした選考に合格した方のうち、新宿区登録後見活動メンバーとして、新宿区社会福祉協議会に登録している人数」とございます。これは目標値が82人でしたが、実績は79人、達成度は96.3%でございました。

下の欄にございますが、評価結果は「計画どおり」としてございます。理由といたしましては、評価欄の2行目の後半をご覧ください。「新規9名の養成により目標値を概ね達成しており、効率的に成果を上げていると評価します」と書いてございます。

また、その下をご覧ください。「制度の利用が必要な方に対する専門相談の実施や申立費用等助成により制度の普及啓発を図るとともに、地域連携ネットワークの中核機関である新宿区成年後見センターを中心に、申立て前から受任後までの一貫した親族後見人の支援を行いました」。こういったことを行い一定の成果を上げていますので、評価結果としては「計画どおり」でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。

「令和4年度の進捗状況」が下のほうに書いてございます。一番下の項目、「令和4年度の方向性・取組方針」といたしましては、引き続き3年度と同様の事務を行っていくということで「継続」でございます。

では、次のページに行きます。計画事業26になります。「だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」でございます。

「障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な全ての人に対し、就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。また、受注センター事業では、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めていきます」とございます。

実際、3年度はどういうことをやったのかということで、次のページでございます。

まず就労支援でございますが、(1) 障害者就労支援事業を行いました。①をご覧ください。就労の定着率といたしましては、80%でございます。

(2) をご覧ください。若者の就労支援も行ったということでございます。

(3) をご覧ください。受注センター事業を行いました。この受注センター事業ですが、官公庁や企業などの仕事を障害のある方が通う地域の福祉作業所が、例えば軽作業や印刷の依頼を共同で受注しております。

そして、③をご覧ください。「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」というものがございます。まず、③の「しんじゅ Quality」とは、区内の障害のある方が働いている施設のネットワークです。このネットワークにより、養蜂事業を行ったということがございます。

その下、拠点を拡充いたしまして、現在3か所になったということがございます。去年度は伊勢丹の屋上にこういった養蜂拠点を新たに1か所つくりました。また、四谷地域センター屋上の養蜂拠点については、3年度は工事のため中止したということがございます。

下の販売数をご覧ください。50グラム入りが2,381個、175グラム入りが155個売れたという実績がございます。

また、「(4) コミュニティショップ運営事業」や「(5) IT就労訓練事業」なども行っております。

そして、2番、「無料職業紹介事業」としまして、セミナーや就職の面接会を開催しているということがございます。

この中に視察先候補がございまして、まず「(3) 受注センター事業」のみつばちプロジェクトの養蜂拠点である四谷地域センターがございまして、これは視察先候補で、参考資料2でも示しているとおり、②のところがございます。養蜂場になります。

そして、(4) と「2 無料職業紹介事業」につきましては、視察先候補の①勤労者・仕事支援センターになります。新宿七丁目にあるところがございます。

次のページをご覧ください。評価結果といたしましては、「計画どおり」になります。

指標については、1については達成いたしました。2については、求職者の紹介ですけれども、目標値176名、実績値が71名、達成度40.3%でございましたが、先ほど申し上げたとおり、評価結果については「計画どおり」でございました。

理由は、評価の欄の下から3行目をご覧ください。「フリースペースや高齢者就職面接会等区民生活に必要な事業については、令和2年度に引き続き感染症対策を徹底しながら実施するとともに、オンラインシステムを活用した各種講座やセミナー等も実施したことから、計画どおりと評価します」。いろいろ手法を変えながら、様々な対策を行ってきたということで、達成度はちょっと低いのですが、「計画どおり」でございます。

次のページをおめくりいただきまして、計画事業27に進みます。「高齢者や障害者等の住まい安定確保」でございます。

事業概要をご覧ください。「民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、協定保証会社等へのあっ旋により円滑な入居の促進を図るとともに、一定の要件を満たす世帯には入居時及び継続時の保証料の一部を助成します」。あとは、以下、ご覧のとおりでございます。

そして、3年度の実際の実績でございますが、「実績」をご覧ください。

「(1) 居住支援協議会」を书面開催いたしました。後半のほうをご覧ください。「新宿区居住支援サービスガイド」の内容の確認と配布数の調査を行いました。

(2)、(3)、(4)については、あっ旋や助成の件数でございます。

(5)は、「業界団体を通じた事業周知」を行ってきたということでございます。

そして、「指標」をご覧ください。「家賃等債務保証料助成」というところでございます。目標値50件だったのですが、実績値は22件、達成度は44%でございます。

2につきましても、目標値が50件に対して、実績値が22件、達成度は4%でございます。

評価につきましては、「計画どおり」ということになります。理由といたしましては、家賃等債務保証料助成については、目標値の50件は達成できなかったものの、毎年一定の申請があり実績は着実に上がっていること、また、「新宿区居住支援サービスガイド」の配布等を通じた事業の周知啓発に努めたことから、評価は「計画どおり」としてございます。

ページをおめくりください。「令和4年度の進捗状況」、一番下の欄でございます。「令和4年度の方向性・取組方針」は「継続」でございます。

以上が計画事業の説明でございまして、次に経常事業について簡単に説明したいと思います。

まず、307番の「人材確保支援事業」でございます。事業概要のキーワードは、1行目の後半でございます、「求職者と中小企業のマッチングを支援」というところでございます。

そして、3年度を取組内容・実績のところの一番下をご覧ください。就職者実績といたしまして、女性等が64名（うち区民15名）、外国人が31名（うち区民5名）ということで、このような実績となっております。

310番をご覧ください。「新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等」というところでございます。公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、運営費を助成する事業でございます。

続きまして、319番をご覧ください。「区営住宅の管理運営」とございます。「住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、区営住宅を設置している」ということでございます。視察先候補の③大久保三丁目アパートも、こちらの事業で管理運営しています。

以上が、雑駁ではございますが、「地域の生活を支える取組の推進」でございました。

続いて、もう一つの個別施策「多文化共生のまちづくりの推進」でございます。もう一つ別のホチキス留めがあると思います。そちらをご覧ください。

1ページ目は施策評価シートということで、ページをおめくりいただきたいと思っております。

計画事業63、「多文化共生のまちづくりの推進」でございます。

事業概要をご説明いたします。「外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに快適に暮らし、働き、学び、遊ぶ場として魅力あふれるまちを目指し、主体的にまちづくりに参画できる環境を整えます」ということでございます。

「実績」をご覧ください。「(1) 新宿区多文化共生まちづくり会議の運営」でございます。これは、多文化共生のまちづくりを総合的・効果的に進めるために設置されたものでござい

して、構成員といたしましては、学識経験者、区民、関係団体、地域団体、様々な団体が集まって予め定めたテーマに沿って議論をし、その結果を区の事業に反映するものでございます。開催実績は記載のとおりでございます。

そして、「(2) 新宿区多文化共生連絡会の運営」とございます。これも様々な関係団体、地域団体が参加しておりまして、下の欄に書いてございますが、会員数は現在118団体でございます。

ちょっと飛ばしまして、「(4) 効果的な情報提供体制の整備」というところで、①新宿生活スタートガイド周知、チラシの作成・配布を行いました。

そして、「(5) しんじゅく多文化共生プラザの機能の充実」でございます。リニューアルした区ホームページでの外国人への迅速な情報発信を行いました。②につきましては、日本語ひろば事業の円滑な運営も行っております。

「指標1」をご覧ください。まずは「新宿区多文化共生まちづくり会議の開催回数」が単位となっております。6回を目標としておりまして、実績も6回、達成度は100%でございます。

「指標2」をご覧ください。「新宿区多文化共生連絡会の会員数」でございますが、目標値は122団体だったのですが、先ほど申し上げたとおり、会員数は118団体となっております。達成度は96.7%でございます。

次のページをおめぐりください。評価結果については「計画どおり」でございます。

評価の内容の2段落目をご覧ください。「また、多文化共生連絡会の運営については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、対面型とオンラインを併用して開催しました。なお、指標2『新宿区多文化共生連絡会の会員数』については、目標値に届きませんでした。多文化共生団体に声掛けするなど、様々な団体とネットワーク構築を図ったことにより、新たに3団体加入しました」と、こういったこともございますので、「計画どおり」としてございます。

続いて、経常事業について簡単に説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

経常事業でございますが、594番、「しんじゅく多文化共生プラザの管理運営」につきましては、参考資料2の視察先候補に挙がっておりまして、場所は歌舞伎町二丁目のハイジアの11階でございます。

595番、「外国人への情報提供」につきましては、様々な媒体を使って外国人へ情報提供してございますけれども、ここの記載にはございませんが、「(4) 外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNS」を行っており、この中で、ワクチンに関する内容なども積極的に発信をしてございました。こういった取組も行ってございます。

あとは、皆さん一読なさっていると思っておりますし、事業概要については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございました。

あとは、フリートークという形で、気づいたところについて少しずつ議論を深められたらいいのかなと思います。個別のところ、この辺は何なのか、分からないところもあったりするので、その辺も聞きたいなというところもあるし、評価という観点だと、結構達成率が低いにもかかわらず、「計画どおり」としているところが気になるなと思いました。経常事業も結構そういうところがあるので、事情を聞いてみればもっともだということになるのかもしれませんが、そういったものを聞かない限りはちょっとどうなのかなという印象があるところです。

いろいろある中で、どれだけ取り上げられるかという感じはしますけれども、今日は時間の限り取り上げていきたいと思います。

では、まずはI-9の事業、「地域の生活を支える取組の推進」から見ていきたいと思います。その1ページめくった計画事業25、その辺で何か疑問に思うところがあればと思います。成年後見自体は皆さんご存じですよ。私自身は法人後見があまり分からなかったところがあったので、これはどうなのか。この「法人」というのは、社協のことでしょうか。先ほどの説明ですと。

【事務局】

その辺りはヒアリングで。

【部会長】

分かりました。そういったところは疑問なので聞いてみたいと思います。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

新宿区成年後見センターというのが視察先にあると言いましたでしょうか。

【事務局】

こちらはないです。

【部会長】

場所が建物としてはどこかにあるということなんですよ。

【事務局】

高田馬場の近くに社会福祉協議会がありまして、すごくたくさん機能を担っている一つにこの成年後見センターがあります。ですので、物理的には1スペース、狭いスペースです。

【部会長】

物理的には社協の一部門だということですね。

【事務局】

そうです。

【部会長】

いろいろ言い出せばあれだけでも、一般的にはなかなか成年後見をやる人が見つからないとか、本来必要な人もいるはずなのに、その人が見つからないとか、その前段で、人を見つけるところまで行きつかないで放置されているようなことがあって、場合によってはごみ

屋敷ですとか、そういったものがあるところもあるとは思いますが。そういった場合、誰か成年後見をつけられればいいのですが、つかない場合に放置されていて、その結果ごみ屋敷がそのままになっていたり、そんな問題が指摘されているとは思いますが。

人数がたくさん増えてくればいいなと思っていて、令和4年2月の登録では9名でしたので、取組自体はすばらしい取組をやっているなと思ったのですが、9名というのが新宿区の人口から見てどうなのかというところは私としては思いました。

ただ、それが目標値で、計画の問題なので、事業評価という観点からすると、9名を問題にするのではなくて、目標値が82名で実績が79名、達成度96.3%で、パーセンテージで見るとまあまあかなという感じはします。私の疑問自体は、目標値の82名自体がどうなのかということになってしまうので、ちょっと違うかなと思ったりもしております。

【事務局】

今おっしゃっていたのは、新宿区の人口規模を踏まえて、潜在的ニーズはきっとあると。それに対して、この目標値設定や「(4) 市民後見人の養成」の人数規模をどのように評価しているのか、そんな感じのお尋ねですね。

【部会長】

そうですね。さらに言い出すと、その比較を見るためには、他の23区が取りあえず比較対象にいいのかなと思いますが、ほかの区の状況と比較をしてどうなのかというところを知りたいと思いました。

【委員】

私は、後見人の入門講座のパンフレットや案内を目にすることがよくあって、区としては取組を頑張っているなという印象を受けました。

80名ではなく82名というすごく細かいこの数字がどうして出てきたのかということと、先ほど先生が区の人口からということだったのですが、例えば社会福祉協議会さんのほうで、新宿区の登録後見人が80名いるということが、非常に助かっているのか、まだまだ困っていて増やしてほしいというレベルなのか、このぐらいいてくだされば大丈夫ですよということなのかを知りたい。

また、説明会を開催したのに、やはり21人しか集まらなかったというのは、市民の側としても、勉強してみたいけれども、やったら面倒くさそうだし、何か大変なことになってしまうからちょっとと一歩踏み出せないような人も多かったと思うんですね。ですから、21名参加して9名合格者が出たということは価値があることなのかなと思っているので、定数的にもそうですけれども、質的にどのように評価しているのかということをお願いします。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

連想ゲームでいろいろだけれども、21名にしても9名にしてもいいのですが、どのような方が登録されたのか、属性も見てみたい。市民後見の場合には多分弁護士ではないと思うので

すが、ではどういう人なのか知りたいなと思います。

【委員】

今、後見活動メンバーということで、私も実はなっていて、この79人の中にいるかとは思っています。

ここに書いてありますように、社協さんのほうで勉強会を兼ねて講習会をやっていますし、あとは声かけられた方の担当、支援員ということで、生活支援という立場で、その方のご自宅ないしをご訪問して、預貯金などのお金の引き落としをして手渡しとか、生活でのお困り事はないかとか、いろいろそういう対話を通じて、その人が一人ではなく安心して暮らしている、地域の人がみんな支え合うということを目的としてやっています。やっている側も受けている側もそうだと思うのですが、とても楽しくやりがいを持ってやっているような活動の一つかなと感じています。社協さんのほうも、勉強会を兼ねてたくさん司法書士の先生や講師の方を招いて教養時間も増やしていただいているので、とてもやりがいがあるような、皆さん参加している方もそうなのですが、とても有意義な時間を過ごさせていただいているなという印象をととても持っています。

【部会長】

単独でやられているのか、例えば民生委員児童委員も兼ねているということはないですか。

【委員】

ないと思います。後見活動メンバーの登録員ということで、こういった講習や、指定された方の担当ということで生活支援という立場でお宅に訪問するという形で、主に預貯金の出し入れなど、そういったことを。

でも、やはり一番大事にしているのは、利用者様との会話ですね。ふとした会話の中で、こんなことがちょっと気になったとか、そういったことで声が拾えたら社協さんのほうに報告して、何か対策を早期にできるかということで、そういった小さな困り事に目を向けられるようにということで活動させていただいています。

【部会長】

活動内容は結構これで知ることはできるから、あとはボリュームですかね。多いのか少ないのか。ありがとうございます。

では、次に行ってよろしいですか。結構あると思うので。

その次の26の計画事業、「誰もが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」です。対象は、障害者、若者、高齢者、法律的にはそういったものがあるけれども、「等」と書いてあるからもうちょっとあるのかもしれない。

これは達成度が40.3%にもかかわらず、「計画どおり」ということです。先ほどこういったことをやったからということで、想像からすれば、コロナの関係でなかなかこういったことが対面ではしにくい中で、オンラインを使ったり何かしてやったので、その辺を見て「計画どおり」と言っているのかもしれないけれども、その辺はどうなのか。評価の在り方ですね。

目標値は倍々ゲームみたいな感じで、随分増えているんですね。令和3年が35人、令和4

年で76人、令和5年で123人、随分目標値が上がってきていますね。そうすると、差分はその人数のあれだから、大体毎年同じような感じでやっているということなのではないでしょうか。

【事務局】

そうですね。

【部会長】

これも対象者がいろいろだから、どうなんだろう。障害者、若者、高齢者、何か新しいようなテーマとしてみると、ひきこもりの若者についても結構年齢が上がってひきこもっていると言われていて、その辺に対する取組ということで、法律自体も若者関係が一番新しいと思うのですが。若者だけ取り上げて聞く必要もないかもしれないけれども、関心としてみると、その辺が新しいところからどうなっているのだろうという気がいたしました。

【事務局】

若者のひきこもりのところに対してどういう実績が、そういう切り口から説明できるかということですね。

【部会長】

アウトリーチも今は結構いろいろ言われていますけれども、高齢者、障害者についてはアウトリーチで掘り起こすということは必要ないような感じがするのですが、若者の場合はアウトリーチしていかないと掘り起こせないわけなので、手法も違うのかなと思うところです。私としてはその辺を聞きたいなど。

何かほかにございますでしょうか。

あと、視察の関係では養蜂関係があって、都会でみつばちを飼って蜂蜜を取るというのは珍しいことなので、視察関係ではどんなことをやっているのか見たい気がします。たまにテレビなんかで屋上で養蜂をやっているところもどこかであった気がしましたがけれども、実際にどうなっているのかという関心はあります。

【委員】

受注センター事業の位置がよく分からないのですが。受注センターというセンターがあるのかどうか。

【事務局】

勤労者・仕事支援センターのパンフレットの12ページに受注センターのことが書いてございます。この絵を見ますと、受注センターというの建物や組織のことを指すのではなく、勤労者・仕事支援センターが担う機能の一部を受注センターと呼んでいるものと思われます。

もしよろしければ、受注センターの仕組みや、どういった運用をしているとか、そういったところをお聞きになってもよろしいかと思います。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【部会長】

「養蜂拠点が新たに1か所加わりました」と書いてありますが、全体がどのくらいあるのか。

養蜂拠点は複数あるということなんですかね。それに伊勢丹との協働で1か所そこにできた。

【事務局】

ヒアリングで所管部署から回答いたします。

【委員】

この養蜂拠点というのは、たくさん増やす方向で取り組んでいらっしゃるということでしょうか。それとも、やはりそれほど土地がないので、例えば毎年1か所ずつ増やしていこうとか、何かそういった目標みたいなものがあるって、増やせば増やすほど生産量も多くなってくるので、その辺りどれぐらい力を入れて生産量を上げていくことを取組として考えていらっしゃるのかも教えていただければありがたいです。

【事務局】

承知しました。

【委員】

これは主力の商品か何かなのでしょう。それとも、ほかもあって、養蜂をメインにやっている感じでしょうか。

【委員】

実績を見ると、ハンドメイドのマーケットとか、いろいろある中にネットワークのみつばちプロジェクトがあるから、そのプロジェクトがこれからどんどん増えていくということではないですか。ただ、評価のところの文章だけを見ると、受注センター事業というのはすごく蜂蜜に特化しているように見えるけれども、本当はそうではなくて、企業や官公庁からの発注に応じるというのが主な仕事で、その中にみつばちがあるということ。

【部会長】

受注センター事業はたくさんあって、そのうちのひとつということですよ。何で蜂になったのか、こういったこともやりたい人がいたのか、分からないですけども。

【委員】

大分昔から養蜂場をやっていらっしゃるんですか。

【委員】

昔、伊勢丹の屋上でみつばちをやっていたので、それと同じようなものを四谷でもやるというので始まったというふうに聞いたことがあります。

【事務局】

そうしますと、複数の委員さんのお話を受け取ると、養蜂の拠点数を増やしたとのことだが、今後どうしていくのだろうかというところ、そういったことを含めて、受注センター事業の全体の中にこの養蜂事業がどれぐらいの割合を占める形でのいるのか、また、区として養蜂事業は今後どういう展開を考えているのか、養蜂自体の始まりがいつなのか、そういった経緯、その辺りをまとめてご説明するようにいたします。

【部会長】

養蜂が結構面白い取組だということであれば、もっと面白い取組がほかにもあるかもしれない

いので、分野をどう拡大していくのかみたいなことがあるかどうかというところも聞いてみたいと思います。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

評価の観点からすると、40.3%、何でこれで「適切」と評価したのかというところですね。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

では、次に行ってよろしいでしょうか。

次は、計画事業27番、「高齢者や障害者等の住まい安定確保」です。

枠組みの話で恐縮ですが、今、コロナ関係で貧困者の自立支援法があつて、あれの住宅確保支援金は結構評判がよかったと聞いています。ここはそちらの貧困とは枠組みが違うかもしれないのですが、入っておらず、高齢者、障害者ということになっているので、枠組みの話も聞いてみたいと思います。生活困窮者自立支援法の住宅確保給付金。

【事務局】

これは後で確認します。住宅課が所管していない可能性がありますので、その場合は関係部署から情報を取るなどして事務局からご回答申し上げます。

【部会長】

イメージ的には、アパートに入って家賃をどうするという話ではなくて、建物を増やすという話なのでしょうか。住宅課からすると。

【事務局】

住宅課は区営住宅の管理運営を行っていますが、この事業は、単身の高齢の方や障害のおありの方が入居される際、大家さんがいろいろ負担に感じられて、なかなか入居に前向きになれない場合に大家さんを支援することで、こういった方たちが入居できることを目指すものです。

【部会長】

違うのであれば違うということで、その辺の仕組みをまず聞いてみたいと思います。部署が都市計画部だからちょっと違うだろうなという感じはしますが、確認の意味で聞いてみたいと思います。

あとは、事業評価のところ、達成度が家賃の債務保証のほうは44%、入居者死亡保険料助成は4%ということで、数字だけ見るとかなり低いにもかかわらず、「計画どおり」というのは何なのかというところでしょうか。

その部分、最初にご説明を聞いたときには、対象者がいなければ支出する部分が少なくても当然だろうと思うところがあつて、もしかしたらPRが不足しているから本来必要な人に届いていないのではないかと考えていたのですが、一番下の行では、「広く周知することができた

ため、計画どおりと評価します」と言っているので、どうなのかなと、ちょっとその辺を深掘りして聞いてみたいと思いました。

最初にどう設定しているのかというところはあるのですが、公営住宅に単身者が入っていて、高齢者の場合、亡くなって後で遺体が発見されるとか、結構ニュースになったりしているところがありますが、そういったことをどう見ているのだろう。死亡保険、お金の問題だけで解決はできない話だと思うのですが。そういった事案というのではないのでしょうか。それと全然別だと言えば別になるかもしれないし、そういったものが死亡保険料やそういったところで絡んでいるのか。仕組みみたいな話なのか。

【事務局】

まさに今先生がおっしゃったそういった事案を大家さんが嫌がられる。当然そうだと思います。そういった大家さんをお助けしようとしている事業とも言えます。お亡くなりになって1か月後に発見されたりすると、どうしてもご遺体の状況がよくない、事故物件のような見方をされるとか、その後のお片づけも大変だとか、そういったところを重要な課題として捉えてやっている事業と聞いております。

【部会長】

そうすると、そういった需要があって、それに対応することを目標値50件と結構多く見ているけれども、実際は2件と、かなり少ない。需要を掘り起こせばあるような感じで、要は周知不足、周知されればもっと上がってくるのではないかという感じがしているのですが、その辺を聞いてみたいということです。

【委員】

「令和4年度の進捗状況」のところで、「不動産業団体を通じて家主への積極的な制度周知を図る等の対策を検討していきます」ということなので、多分今まではそういう不動産屋さんに対してのアピールなどもなかったのかなと思います。もし新宿区独自のことであれば、例えば区境のところの不動産さんは知らないということもあると思うので、反対にそれが積極的なPRにつながると思います。

【部会長】

新宿区の物件を持っている不動産会社は区外にもたくさんありますし。

【委員】

住宅だけではなくて、子ども対策で新宿区はすごく手厚いけれども、みんな調べなければ分からない。例えば隣の中野区ではできないことが新宿区ではできるといってすごく助かっている方もいたり。住宅ではなくて飲食店とかでもよくそういう声を聞くので、新宿区独自の援助策があれば、やはり積極的にPRしていただきたいなと思います。

【委員】

死亡保険の助成は新宿区だけのオリジナルなのではないでしょうか。それとも、ほかの区も同じようにこういった助成をしているのでしょうか。

【事務局】

それも質問項目に加えておきます。

【委員】

借りる方もそういう助成があれば入れて、大家さんも安心して、お互いに先々のことまでは分かり得ないですが、やはり一人暮らしのご高齢の方は十分予想はされることなので、住む方も貸す方も安心ということでこの助成を設けられていると思います。やはり双方が気持ちよく貸す、借りるを目標にするためには、やはり周知というのは、知っているのと知らないのでは全然違う方向に行くかと思しますので、その辺を知っていて当たり前ぐらいになればいいのかなと思います。

【事務局】

こういった補助メニューを他区が持っているのかの状況確認と、こういったサービスの周知、あるいは、先ほど委員がおっしゃっていたのは、区境の不動産屋さんは割と周知が漏れがちかなという印象があったり、中野区の不動産屋さんとか。

【委員】

そうですね。

【事務局】

そういったところの周知、あるいは区独自のサービスの周知等にもう少し力を入れてはいかかかというご提案というか、そういった趣旨で受け取ってよろしいですね。

【委員】

はい。

【部会長】

実績で見ると2,400部配布していると言っていますので、どこに配布したのか。新宿区内だけなのか、もうちょっと広げているのか。また、パンフレット、紙だけではなくて、場合によってはホームページとかいろいろな周知の方法があるかと思うので、どのようなことをやっているのか。

あとは、経常事業で何か気づいたことがあれば。

【委員】

先生。いいですか。

【部会長】

どうぞ。

【委員】

今の高齢者の部分ですが、商店会からすると、ご高齢の方が買物に來たりして、独り暮らしのはずなのにいっぱい買っていったりします。「さっきせがれが買物に來たよ」というと、「そうか」と言ってお帰りになられる。息子がいないのは分かっているけれども。そんな話を新宿区役所にすると、役所の人たちがすごくいっぱい見に來てくれるわけですよ。ここの区はそういうところでいうとすごくいいんですよ。だから、反対に、この実績の数値は少なくないかと。

俺のところは早稲田だけれども、区役所の本庁と戸塚の地域センターとか、その人たちがみんなで来る。

そのじいさんは有名人で、役所の人たちはみんな知っているけれども、そのおじいさんは、役所の人のことを昨日会ったといっても覚えていない。若いときから買物に来てくれているから、商店会のメンバーが「新宿区の職員さんです」と言うと、「そうか」と。「オレオレ詐欺だと思って心配しているんだよ」という言い方を。そこまでサービスをよくやってくれているのに、この実績の数字は正直言って少ないのかなという感じがしました。

それから、さっきの他区との違いで言うと、ここは70歳になったときのお祝いの金額が新宿区は相当いいんですよ。ほかの区に聞くと、「うちはない」というのもあったし。だから、そういうところで胸を張って言えることもあると思うので、担当課にお聞きになられるといいと思います。

【部会長】

ヒアリングのときはどのような感じなのか。経常事業について何か説明してくれるのでしょうか。今は必要な部分を取り上げて説明していただいたと思いますけれども、ヒアリングのときはどのような感じになるのでしょうか。取りあえずこちらのほうで事前に整理して、質問があれば答えるという感じで、積極的に説明があるということではないのでしょうか。

【事務局】

基本的には、皆さんが疑問に思っていることに対してお答えすることになります。やはり経常事業について少し概略なども伺いたいということであれば、それはそれで構いません。

【部会長】

その場で全部説明してもらおうと時間もかなり取ってしまう感じはするので、事前にこちらでも見ますけれども、少し時間を見てもらって、場合によってはヒアリングをする側というか、話す側で聞いてみたいことがあれば、ディスカッションできるような感じにしますけれども。その場合、こちらのほうでは、今あればあれですけれども、なければヒアリングのときまでに少し考えておくという形にしましょうか。

【委員】

319番の「区営住宅の管理運営」ですけれども、募集17戸、応募者1,000人以上ということで、60倍以上とかなり倍率が高い。これは区営住宅の数が限られているので、仕方がないと言ってしまうだけだと思うのですが、例えばこういうことがあるので、ほかのことで家賃助成などもしているの、区としては、これ以上は特に、ある数だけを回していくということなのか、それとも区営住宅自体の管理運営は、やはり今後は減らしていこうと思っているのか、何かそういうのがあれば教えていただきたいと思います。

【事務局】

分かりました。区営住宅の倍率や募集と応募者の数を鑑みると、この数字をまずどう捉えているのかということと、このニーズに対応するために、いろいろな事業を行っていますが、事業の方向性やその辺りのところをヒアリングの際に聞いてみるということで、こちらのほう

でもメモさせていただきます。

【部会長】

全般的に、評価の関係で、執行率が低いにもかかわらず「適切」というところがあります。309番も67.5%、311番は20.2%、次が30.9%、316も54.5%。中身をあまり見てはいないのですが、なぜそういった形で低いにもかかわらず「適切」にしているのか。もしかしたら書いてあるのかもしれないですが、読み切れないのでその場で説明していただくということをお願いしたいと思います。

317もそうだし、318もそうですし、取りあえずそのくらいでしょうか。313は75.4%、ちょっと微妙なところです。ということで、簡単なコメントをいただきたいと思います。

【事務局】

今ご指摘いただいたところを見ると、例えば317は事案が発生して初めて予算が執行されるタイプの事業です。火災で住宅を失ったり焼け出された人、そういった人たちが民間賃貸住宅等に入居される際の経費を助成するというので、幸運にして火事の発生件数が少なければ……。そういった事業ごとの事情がありそうですので、それぞれ簡単にご説明するように所管には伝えておきます。

【部会長】

私のほうも見ていないので、ただ数字だけを見ているだけなので、すみません、よろしく願いいたします。

では、時間も進んでいますので、次の多文化共生のほうに参りたいと思います。こちらは、事業は63事業だけだと思います。計画事業は1つだけです。こちらはいかがでしょう。

私としては、連絡協議会の会員数の目標値が122団体、実績値が118団体で、一応達成率はいいのですが、目標値の122団体は、この分母をどうやって拾っているのだろうかというところがありました。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

次のページに「事業形態」という項目が真ん中ぐらいいあって、事業分析があつて、こちらの執行率は62.4%ということで、これは何かという感じがします。読んでいないからかもしれないけれども、何に使う予算なのでしょう。

【委員】

指標の「新宿区多文化共生連絡会の会員数」とあるのですが、これは目標122団体で、実績値が118団体とあるのですが、この団体は、例えば中国の方とか、韓国の方とか、外国の方だけの団体というのものもあるのですか。それとも日本の方との混合なのか、どういった団体の中身なのか。その辺をもし分かりましたら教えてください。

【事務局】

承知しました。

【部会長】

もしかしたら、122団体は、韓国が1つとか、中国が1つとか、国別で122という見方もできるかもしれない。どういうあれなのか。

【委員】

それともう一つ、聞いておいていただきたいのが、学校・大学がいっぱいある地域だけでも、それとこれの関連の記載がない。どこかの学校・大学との連携はあるのかなのか、あるのであれば、どんなことをやられているのか、そういうことも聞いておきたいです。

【事務局】

承知しました。

【委員】

そうですね。専門学校とかもたくさんありますね。

【委員】

びっくりしたのが、インド人は4か月でしゃべれるんだよ。「なんで？」と言ったら、発音が一緒なんだって。文法と発音が一緒だから、読めないし書けないけれども、しゃべるのは普通。第2外国語でフランス語を取ったけれども、4年間やって一言もしゃべれない。

【部会長】

インド人が日本語をしゃべれるようになっている。

【委員】

そうなんです。そうなってくると、こういうところの連携で、誰か一人頭に立ってくれる子がいたら。

【部会長】

そんなところでよろしいでしょうか。経常事業シートのほうで何かあればと思いますが。

【委員】

これとは関係なくなってしまうかもしれないけれども、先ほどの障害者の部分で、焼け出されたという話があるけれども、そうではなくて、災害で大きな地震があったりして、知的障害、精神障害の人たちも避難するわけでしょう。ところが、あの人たちの一番の弱点は非日常なものだから、今回のこの部分とは関係ないかもしれないし、うちとは関係ないという返事でも構わないけれども、聞いておいてもらおうと。

【事務局】

大地震が起こってしまったときに、一種の災害弱者と呼ばれる方たちの生活環境や住まいの確保は。

【委員】

一時避難所と避難所は違うじゃないですか。そういうところでも大きな声を出したりするの
でいられない。

【事務局】

そういう方たちの対応をどう考えているのかということですね。承知しました。

【部会長】

経常事業で執行率が低いのは598の事業で、国際交流事業なのでコロナ関係でできなかったのかなという感じでかなり低いです。

結局、状況の中でやむを得ないから「適切」にしてしまうのか。「改善が必要」だと言いはちょっと微妙だけれども、どう評価するべきだということにしているのでしょうか。

【事務局】

598でいうと、取組内容を見ますと、確かに感染症の影響でやむを得ず中止したというのがすごく多いですね。全体のパイとして、事業課としてはどうしようもない理由で中止していますので、そこについては省いた形で適切かどうか、ちゃんとやれた中でその取組が適切だったかどうかという判断をしてもらうようにしています。ここでいうと、(1)は中止だからそもそも適切かどうかの判断の対象外になっています。(3)も同じです。恐らくその辺りですごく低い執行率につながってしまったのかと考えます。

ただ、せっかくお尋ねいただいたので、所管課から回答するようにいたします。

【部会長】

(3) 辺りは微妙なのかな。やり方を変えるということもあるから、オンラインで何かできなかったのかという言い方もあるかもしれないですね。(4)の後援は相手がやらなければやれるわけがないという感じがしますけれども。

あとは、601番、最後のところ、これも今IT化の問題もあったりして、タブレット端末どうのこうのというのは結構今はやりの事業というか、いろいろな補助事業もあるのかなという感じがするのですが、執行率が62.1%というところも取り上げてみてどうなのかなと思いました。

【事務局】

承知しました。

【委員】

よろしいでしょうか。595の「外国人への情報提供」のところですが、やはり住まいを考えると、ごみの分別問題も気になる部分があります。ここに該当するか分かりませんが、多国籍の方が今新宿区にお住まいですので、例えば先ほど委員がおっしゃったミャンマーとか、それもこれに含まれているのかということをお伺いしたいなと思います。燃えるもの、燃えないもの、リサイクル品など細かく分かれていて、皆さんが気持ちよくこのまちで暮らしていくためにはどうしてもごみ問題は欠かせない大事な部分になってくると思いますので、その辺り、どのように地域と共生しながらやっているのかをお伺いしたいと思います。

【事務局】

承知しました。

【委員】

31ページに書いてあります。

【部会長】

スタートブックは「日英中韓」と書いてあって、あとは「特殊言語版」があるけれども、これは何語まで含んでいるのか聞いてみたいと思います。書いてあるのが、韓国語、中国語も入っている、日英中韓版はこれですね。これが2,000部で、特殊言語版は何語で同じようなものがあるのか。

その辺は、(4)のホームページやSNSにしても何語でやっているのだろうかという感じでしょうか。日英中韓は多分あると思うけれども、そのほか、どこまで対応できるのかという問題もあります。対応するためには、スタッフを何かの形で委嘱したりしなければいけないと思いますけれども、状況を聞きたいなと思います。

経常事業はそんなところでしょうか。時間も迫ってきていますが、次の日程的にはヒアリングが入っているので、9時から正午ということでその時間でやりますかということでしょうか。

【事務局】

9時半スタートでいかがでしょうか。

【部会長】

では、よろしければ9時半でよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【部会長】

あとは、視察先も決めたいと思います。今、評価シートの中で話も出てきましたので、どのようにしていくのか。取りあえず①～③が一つのグループで、④、⑤、⑥がもう一つのグループということになっています。④、⑤、⑥は比較的この辺というか、区役所の中のものが多いのですが、①、②、③についてはどれだけ回れるだろうかということも含めて行くところを決めたいと思います。

一応取ってある日は6月30日と7月21日、2日間あれば3つは回れる感じはしますが。

【事務局】

6月30日は午前中にヒアリング、午後を視察候補にしてしまっていて、ご負担を考えると6月30日は外したほうがいいのかなどは思います。

【部会長】

そうですね。午前中やって午後というのはちょっとハードかなと思いますね。

【事務局】

それでは所要時間等を精査し、①、②、③の候補日7月21日と④、⑤、⑥の候補日29日の、具体的なスケジュールを調整したうえで、次回ヒアリングの際に確認させていただくということでもよろしいですか。

【部会長】

では、今日の確認事項は、6月30日の午前中はヒアリングで、午後についてはなくすということにしましょうか。そして、21日に3つはきつそうなので、2つになりそうなのはする

のですが、いかがですか。話を聞くと、1時間、1時間で2時間かかって、移動時間が何分か
かるか。とすると、2つしか入らない感じかなと。その場合、どれにするのかというところも
あるかもしれませんけれども。

【事務局】

1週間後のヒアリングのところまでに提案できる形にまとめておきますので、そこでまたお
諮りさせていただければと思います。

あと、6月30日に万が一ヒアリングが全部終わらなかった場合は、7月8日の予備の枠を
活用して、残りの分を片づけることにさせていただきたいと思います。このヒアリング次第で
すが、取りまとめ作業を見据えて、個人の評価作業を始めてくださいという合図出しは適宜我々
のほうからいたします。

【部会長】

分かりました。

では、よろしいですか。そのような形でやりたいと思います。

それでは、今日の議事は以上ということになります。事務局から事務連絡があればよろしく
お願いします。

【事務局】

再度の確認になりますが、次回は6月30日、ちょうど1週間後、午前9時半にヒアリング
ということで、場所は同じくこちらの第3委員会室になります。また開催通知をメールでお送
りしますが、9時半にこちらにご集合いただきますようお願いいたします。

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは、これで閉会にいたします。お疲れさまでした。

<閉会>